

# 新しい中小企業金融研究会報告書のポイント

## ．はじめに

中小企業金融を取り巻く環境の好転

- ・ 景気は停滞期を脱し、回復基調がより鮮明に。
- ・ 量的緩和政策、ゼロ金利政策の終了と金利正常化に向けた歩みの始まり。
- ・ この様な経済環境を背景とし、多くの金融機関では中小企業金融を積極化。

依然として中小企業向け金融が抱える問題点の存在

- ・ 環境が改善する一方、解決すべき問題点が存在。  
創業時や新規事業への展開時、或いは再生段階等、リスクが高いステージにある企業に対して、資金供給を行う者が限定的である。  
事業規模の小ささや自己資本が脆弱であること等を要因として信用度に劣ることが多い中小企業は、担保や保証を要求される等の制約を課されることが多く、成長時には、こうした制約がボトルネックとなる可能性がある。また、間接金融への依存度が高い中小企業は、信用供与先に影響を与える経済情勢の変化が生じた際に、資金調達が困難になるリスクを孕む。  
短期資金の借り換えによって根雪の様になった借入金を擬似資本のように扱うことで、中小企業の脆弱な財務基盤が補われてきたが、昨今のリスク管理意識の高まり等からこうした融資慣行を維持することが難しくなり、中小企業の財務体質の脆弱性（自己資本の不足）が大きな問題の一つとなっている。また、情報開示が質・量ともに不足しているという問題も同様に指摘されている。

上記の問題点に対する議論

- ・ これらの問題意識に基づき、主に中小企業が有する多様性の活用を前提とした「経営の革新や創業の促進」、「従来型とは異なるセーフティネット（再挑戦の機会提供）の整備」、「担い手の多様化」、「経営基盤の強化」等に焦点を当てて議論。

## ．個別施策

上記の問題意識に基づき、今後1～3年程度で取り組むべき政策課題について抽出。具体的には、以下の事項について今後、議論・検討を行うべき。

### 1．企業ステージ別の資金調達

#### **（1）創業・成長局面での資金調達**

- ・ 株式公開を前提としない企業でも利用可能なハイブリッド型ファイナンス（注）について、新株予約権の活用やその他の実現可能な手法等。  
（注）資金供給者に成功時のアップサイドリターン確保を残した、一般的貸出と出資（負債と資本）の中間的な資金供給手法。

- ・創業・ジョイントベンチャーの促進を念頭に置いた、中小企業が構成員となっている LLP 向け資金調達の円滑化策。

## (2) 再生局面での資金調達

- ・エグジットファイナンス(注1)やDIPファイナンス(注2)を促進するための制度や慣行の見直し。
  - (注1) 法的整理終了を目的とする融資であり、再生債権等の返済を資金用途とするもの。
  - (注2) DIPファイナンスには、Early DIP(法的手続きの申立又は再生手続きの受付から計画認可決定までのファイナンス)と、Later DIP(民事再生法等の再生計画認可決定後のファイナンス)とがある。
- ・既存債権よりも優先的な弁済が受けられる合意が得られること等、一定の枠組みや要件等を前提とした信用補完策の適切な実施を通じたプレDIP(注3)ファイナンスの促進。
  - (注3) 法的整理移行前などの調整段階での資金調達。通常、民間金融機関からの借り入れが極めて困難。

## (3) 再挑戦の支援

- ・一度経営に失敗した先については、融資に応じるスタンスが消極的になる金融機関等の運用の見直しを通じた再挑戦を支援するファイナンスを促進。
- ・再挑戦の阻害要因と言われる残債を残さないため、第三者保証人の非徴求の徹底・拡大、及び経営者本人が適切な経営責任を果たすことを前提とした本人保証徴求方法の合理化。

## (4) 事業承継への対応

- ・中小企業の後継者不在による技術や雇用機会の喪失の防止を目的とした、専門的人材の育成、相談窓口等の体制整備、ファンドの設立促進、融資・保証の活用による株式買取資金(自社株買取資金、MBOやM&A等)の調達円滑化。

## 2. 経済・金融環境に左右されにくい資金調達

### (1) 不動産担保・人的保証に過度に依存しない金融

#### 売掛債権担保・動産担保活用

- ・売掛債権の有効活用を企図した、現行の売掛債権担保融資保証制度の運用改善(集合担保化等)、債権譲渡禁止特約等の商慣行の是正。
- ・民間金融機関におけるABL(注)の取扱い促進を狙った、リスク削減策等の支援、それによる担保回収に係るデータ蓄積、動産処分に係る担い手の育成と市場の整備等。
- ・売掛債権や動産等を担保とした融資の促進のため、当該担保が適格担保として評価されるための必要な環境整備。
- ・事務負担軽減化を企図した登記実務の見直し等。

(注) Asset Based Lending の略。売掛債権や動産等の事業資産を担保とし、当該担保資産を一体として把握、その内容やキャッシュフローを継続的にモニタリングした上で、当該事業価値の一定割合を上限に資金調達を行う手法。

#### 保証人非徴求の推進

- ・第三者保証人非徴求という金融慣行を根付かせることを目的とした、第三者保証人の非徴求の徹底・拡大と、第三者保証徴求に際した同保証に係る詳細な説明及び自由な意思の確認の実施。
- ・経営者のモラルハザード防止を前提とした特約の活用等による本人保証徴求の合理化。

#### (2) 貸出債権証券化の推進

- ・中小公庫の証券化支援業務における新しい手法（信用リスクのみを移転するクレジット・デフォルト・スワップ等）の導入、事務手続等の制度・運用面の改善（二重審査の廃止、証券化実行までのつなぎ融資に対する保証等）及び市場創設、投資家育成等を企図した定期的かつ一定規模以上の証券化組成。

#### (3) 担い手の多様化

- ・保証協会による信託会社向け付保円滑化を狙った保証協会における運用改善の実施及び保証協会に対して貸金業法が適用されるという現状の見直し。
- ・ファイナンス会社を信用補完制度の対象とすることに係る政策目的との整合性や対象要件等必要な前提条件等。
- ・創業や再生等リスクの高い局面等における新たな担い手として期待されるファンドに向けた一般事業法人の出資や活用の促進及びファンド運営に携わる人材の育成。

#### (4) コミットメントライン

- ・安定的な資金調達を確保することが可能となる一方、貸し手による優越的地位の濫用が懸念される中小企業向けコミットメントライン契約に関する、中小企業のニーズ等の詳細な調査の実施及びその結果を踏まえた適用要件。

### 3. 円滑な資金調達に向けた基盤強化や環境整備

#### (1) 中小企業の自己資本充実

- ・財務基盤の脆弱さから、資金調達に困難をきたす可能性のある中小企業の自己資本充実に企図した、種類株式や劣後ローン等の活用に必要な環境の整備。
- ・資本性資金の担い手として期待されるファンドの活用と、その前提となる民間出資の促進。

#### (2) 中小企業の情報開示促進と取組の評価

- ・中小企業の会計に関する指針や知的資産経営報告書等各種ツールの普及活動及び経理処理に関する人材育成やこれを支援する主体の多様化。
- ・インセンティブ付与を企図した、情報開示等に努める中小企業向け優遇措置の見直し・拡充。

#### (3) クレジットヒストリー・信用リスクデータベースの活用

- ・長期間に亘って延滞が無い等、良好なクレジットヒストリーを持つ者に対する条件面での更なる優遇。
- ・信用リスクデータベースの更なる有効活用を企図した、財務情報の収集頻度の引上げ等、非財務情報を活用可能とする環境整備、及び回収に係るデータベースの構築。

#### (4) 時代に合った持続可能な信用補完制度の確立

- ・ 中小企業金融において極めて重要である信用補完制度の持続及び利便性の向上を企図して取組みが開始されている、再生支援の強化、担い手の多様化、料率の弾力化、責任共有制度の導入、各種手続きの電子化等の着実な実施とその実施効果の適切な検証。
- ・ 信用保証協会サービスの更なる有効活用を企図した施策（成功報酬制の導入等による回収に対する保証協会へのインセンティブ付与等）。

### 4. 地域中小企業の活性化に関する金融面での貢献

#### (1) 地域活性化への貢献

地域活性化ファンドや証券化手法の活用

- ・ 地域開発プロジェクト等の資金調達における、個々のリスク許容度に応じた受益者（地域の住民・企業、ファイナンス会社等）によるリスク負担を可能とするスキームの積極的な活用。

NPO法人の活用

- ・ 設立趣旨や活動内容が地域の中小企業活性化に資すると認められるNPO法人に対して、特例的に中小企業金融に関する政策支援の対象とすることの意義や是非。

### . おわりに

- ・ 今後、本報告書の方向性に沿って、「複線的な資金仲介チャンネル」の実現に向けた政策が、個々の課題が有する経緯や性格等を十分に勘案しつつ、適切なタイミングで実施されることを期待。
- ・ その際には、中小企業によって有効に活用されるよう、「わかりやすい制度」の立案と「中小企業からのアプローチの容易さ」の実現に留意。
- ・ 公的金融機関の活用にあたっては、「将来的に民間金融機関自身が行き届く様にするための環境整備」、或いは「政策支援に伴い発生するコストや将来の経済全体への貢献度を考慮した利用者・財政間の適切なコスト配分」を意識した対応が必要。
- ・ 社会全体が成熟化、複雑化していくなか、金融機関、中小企業やその他の中小企業金融に関わる主体が研鑽、協力することで、人材育成やノウハウの共有化等を通じ、社会全体としての「金融リテラシー」を向上させることが不可欠。
- ・ 我が国において、これまで積み重ねてきた中小企業施策をアジア近隣諸国等諸外国に発信し、そのノウハウが多く、多くの国で有効活用されることも期待。

以上

## 新しい中小企業金融研究会 委員名簿

(座長)

村本 孜 成城大学社会イノベーション学部長

(委員)

池尾 和人 慶應義塾大学経済学部教授  
江口 浩一郎 (社)全国信用保証協会連合会専務理事  
奥 総一郎 ルネッサンスキャピタルマネジメント(株)常務執行役員  
北村 哲也 (株)三井住友銀行SME業務部部長代理  
佐藤 良治 日立キャピタル(株)業務役員社長室長  
清水 至亮 (株)静岡銀行法人部法人営業統括グループグループ長  
瀬尾 純一郎 有限責任中間法人CRD協会副代表理事  
鶴谷 学 (株)野村総合研究所金融コンサルティング部上級コンサルタント  
戸田 藤男 日本商工会議所中小企業振興部部長  
中村 廉平 商工組合中央金庫組織金融部・審査第一部担当部長兼法務室長  
橋本 真也 GEキャピタルリーシング(株)マーケティング本部  
マーケティング部長  
平木 昭博 みずほ証券(株)インベストメントバンキングプロダクツグループ  
プロダクトインテグレーション部課長  
星野 厚志 全国商工会連合会企業支援部部長  
丸山 辰明 国民生活金融公庫創業支援部グループリーダー  
吉野 直行 慶應義塾大学経済学部教授  
綿貫 功 中小企業金融公庫証券化支援部次長

(敬称略、五十音順)

(事務局)

中小企業庁 事業環境部 金融課